１ページ

新しい生活様式のもとでの障がいのある人への合理的配慮

合理的配慮は、コミュニケーションからはじまります

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新しい生活様式が求められる中、障がいのある人の中には、これまでなかったこまりごとに直面している人がいます。このリーフレットを通じて、新しい生活様式によって生じるこまりごとや配慮の方法を知っていただき、コミュニケーションを通して、お互いに配慮しながら、みんなで暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

2ページ

マスクの着用

たとえば聴覚障害のある人など、口の動きや顔の表情から話の内容を読み取っている人にとっては、マスクをすることで情報が伝わりにくくなります。また、顔の表情が読みづらいことで不安に感じてしまう人もいます。

今まで以上に相手の顔を見て笑顔で話すようにしましょう。筆談、身振りや指差し、イラストや図を使って伝える工夫もできます。コミュニケーションボードや筆談ができる道具の準備をお願いします。

具体例

マスクをしていても笑顔で対応

相手のほうを向いて話す

筆談対応をする

イラストや図を使って伝える

コミュニケーションボードを設置する

外部の刺激に敏感なため、マスクなど肌に触れる物を着用することに苦痛を感じる人もいます。

マスクの着用がむずかしい人もいることを理解し、十分な距離をとるなど、柔軟な対応をお願いします。

具体例

事情がありマスクが着用できない人がいることを理解する

十分な距離をとったり、パーテーションを用いるなど、マスク以外の感染防止対策を行う



3ページ

身体的距離の確保

からだに触れるサポートや、物に触れて確認することが必要な人、人との距離感がつかみづらい人もいます。

サポートが必要な場合にはどのような方法が良いかお互いに話し合いましょう。

そのほかにも困っている様子の人、サポートが必要な人がいれば、声かけをお願いします。

具体例

困っている様子の人がいたら、まずは声かけをする

必要に応じて手引きや誘導を行う

店舗などでは、サポートの人員配置を行う

間隔を伝えるサインは分かりやすいものにする

情報伝達

必要な情報が取得できず困る人もいます。

情報発信をするときは一つの方法ではなく、映像、音声、文字、手話、イラストなど、さまざまな手段や表現方法で伝えるようにしましょう。地域では、声かけや回覧ばん・掲示板などの活用についても、検討をお願いします。

具体例

さまざまな情報伝達の手段で伝える

わかりやすい情報提供ページを知っておく

地域に情報が伝わりづらい人がいないか確認する

障がいの特性により、感染症への不安を強く感じる人もいます。

困っている様子の人には、わかりやすい言葉で肯定的に説明することで、不安を軽減することができます。

４ページ

そのほか

お店などに設置されている消毒液は、人によっては届かなかったりつかえなかったり、どこにあるか気づかないという場合があります。

具体例

声かけの人員配置や音声案内を行う

さまざまなタイプの消毒液を準備する（高さ、足ぶみしき、自動、プッシュ式、スプレー、ジェル、シートなど）

オンライン会議では、発言者の口元が読み取れず会話についていけない人もいます。

また、オンラインの手続きが理解しづらい人は、不明点を尋ねることができなかったり、方法が分からずにあきらめてしまうことがあります。

具体例

音声情報の補助ツールを使用する

会議内のルールを設定する（ひとりずつ、発言者が分かるようにする）

あとで議事録や音声の文字データを共有する

電話や対面などによる問い合わせ方法も準備する

障がいを理由とする差別の解消に向けて

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合いながら、ともに生きる社会、誰もが安心して暮らせる社会を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められています。

令和３年６月に公布された同改正法には、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化が盛り込まれています。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいがあることを理由に、サービスを拒否・制限するなど、障がいのない人と違う対応をすることは、差別にあたります。

合理的配慮の提供

お店や会社で障がいのある人が困っているときに、お互いに話し合い、負担になりすぎない範囲で必要な配慮を行いましょう。

合理的配慮動画も公開していますのでご覧ください。

福岡県、合理的配慮、動画、で検索

県では、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

障がい者差別解消専門相談（福岡県庁２階、障がい福祉課内）

電話、092－643－3143（受付時間、月曜から金曜、午前9時から午後5時、県の閉庁びを除く）

FAX、092－643－3304

メールアドレス、s a b e t s u k a i s y o アット p r e f ドット Fukuoka ドット lg ドット jp